

大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針

令和 5 年(2023 年)4 月 1 日

大阪狭山市立南第二小学校

目次

はじめに

1. 南第二小学校 いじめ防止基本方針の策定にあたって	2
2. 「いじめ防止」対策委員会の設置	3
(1) いじめ防止対策委員会の構成	
(2) いじめ防止対策委員会の役割	
(3) いじめ防止対策委員会の活動	
(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	
3. 重大事態への対処	10
(1) 学校の設置者又は学校による調査	
(2) 調査結果の提供及び報告	
4. 掲示板等への誹謗・中傷等への対応	12
5. 年間計画	13
○いじめ問題への組織的対応図	14

大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年）では、いじめを

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等 当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う 心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童が 心身の苦痛を感じているもの

と定義している。

『大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針』は、児童の尊厳を保持する目的のため、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針、大阪狭山市いじめ防止基本方針に基づき、大阪狭山市教育委員会・地域住民・家庭その他の関係者との連携の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を、総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1. 大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針の策定にあたって

いじめ防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生活指導体制、校内研修、いじめへの対処など、いじめ防止の全体に係る内容を全教職員が共通理解し、体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが必要であることをふまえ、次の観点から、大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針を策定する。

- ①学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組みが体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図る
- ②いじめは、差別意識の表出であるという認識をもち、人権教育を推進する。
- ③いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図るため、校内外の研修に積極的な参加を図る
- ④いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組み方法等をあらかじめ具体的に定める
- ⑤チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する
- ⑥『大阪狭山市立南第二小学校 いじめ防止基本方針』がよりよく機能することをめざした P D C A サイクルを確立する
- ⑦策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する

2. いじめ防止対策委員会の設置

(1) いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、首席、養護教諭、生活指導担当者、人権教育担当者で構成する。さらにいじめの疑いのある事象が発生した場合は、当該学級担任および学年主任を随時加える。

(2) いじめ防止対策委員会の役割

- ①学校基本方針に基づく取組みの実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- ②いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ③いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

(3) いじめ防止対策委員会の活動

- ①いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、共有された情報を基に、組織的に対応する
- ②いじめであるかどうかの判断を組織的に行う
- ③教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、全ていじめ問題対策委員会に報告・相談する
- ④いじめを防止するための年間計画を策定し、各学年のいじめ防止に関する取組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証を行う
- ⑤適切に外部専門家の助言を得ながら、機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて工夫する
- ⑥重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する

(4) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

1) いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという認識に立ち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないよう、未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、

規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

上記のことを踏まえて、本校では以下のように対応する。

(学級担任等)

- ・ 日常的にいじめ問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学級全体に醸成する。
- ・ はやしたてることや見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定する行為であると認識させ、いじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促す。
- ・ 児童一人ひとりを大切にした、わかりやすい授業づくりを進める。
- ・ 教職員の不適切な認識や言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長することがないよう、指導の在り方には細心の注意を払う。

(養護教諭)

- ・ 学校保健委員会等、本校の教育活動のさまざまな場面で、命の大切さを取り上げ、伝えていく。

(生活指導担当教員)

- ・ 校内研修や職員会議において、いじめの問題を積極的に取り上げて、教職員間の共通理解を図る。
- ・ 日頃から関係機関等を定期的に訪問し、情報交換や連携に取り組む。

(管理職)

- ・ 校長は、全校朝礼などで日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成する。
- ・ 本校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進等に計画的に取り組む。
- ・ 児童が自己肯定感を高められる場面や、困難な状況を乗り越えるような体験の機会などを、積極的に設けるよう教職員に働きかける。
- ・ いじめの問題に、児童自らが主体的に参加する取組みを推進する。

2) 早期発見

いじめは教職員の目の届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを

積極的に認知することが必要である。

このため、教職員は、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、自らの人権意識を磨いていく必要がある。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

上記のことを踏まえて、本校では以下のように対応する。

(学級担任等)

- ・ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築し、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないように努める。
- ・ 休み時間や放課後での児童との雑談や日記等を活用して、交友関係や悩みを把握する。
- ・ 個人懇談や家庭訪問の機会を活用し、教育相談を行う。

(養護教諭)

- ・ 保健室を利用する児童との雑談の中などで、その様子に気を配るとともに、違和感を抱いたときは、その児童の悩みをくわしく聞く。

(生活指導担当教員)

- ・ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等に計画的に取り組む。
- ・ 保健室やスクールカウンセラー等による相談室の利用について周知する。
- ・ 休み時間や昼休みの校内巡視や、放課後の校区内巡回等を行い、子どもが生活する場に異常がないかを確認する。

(管理職)

- ・ 児童およびその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。
- ・ 本校における教育相談が、児童の悩みを積極的に受け止められる体制となって、適切に機能しているかを定期的に点検する。
- ・ 相談箱を活用し、児童からの情報収集に努める。

3) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

上記のことを踏まえて、本校では以下のように対応する。

①情報収集

(学級担任等、養護教諭)

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。
- ・児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。その際は、複数の教員で行う。
- ・いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに関係する児童から、複数の教員で聞き取りを行い、正確な実態把握を行う。
- ・聞き取りを行う際は、他の児童の目に触れないよう、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行い、複数の教員で行う。
- ・いじめた児童が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。
- ・収集した情報は生活指導担当教員および管理職に報告する。

(いじめ防止対策委員会)

- ・教職員、児童、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。
- ・得られた情報は確実に記録に残す。
- ・一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。
- ・けんかやふざけ合いであっても、校外等の見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目して、いじめか否か判断する。

②指導・支援体制

(いじめ防止対策委員会)

- ・正確な実態把握にもとづき、指導・支援体制を組む（学級担任等、養護教諭、生活指導担当教員、人権教育担当教員、管理職で役割分担する。）
→いじめられた児童やいじめた児童への対応を実施する
→保護者への対応
→教育委員会や関係機関等との連携について検討する。
 - ・ささいな兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ
 - ・児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、ただちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
 - ・現状を常に把握し、隨時、指導・支援体制に修正を加え、組織として適切に対応する。

③子どもへの指導・支援

(いじめられた児童への対応にあたる教員)

- ・いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対して、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。
- ・いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人）と連

携し、いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくる。

- ・いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはつきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

(いじめた児童への対応にあたる教員)

- ・いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命・身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。
- ・いじめる児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難な場合は、所轄警察署等とも連携して対応する。
- ・いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、保護者やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とともに、その問題の解決を図る。
- ・不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や読書などで発散できる力を育む。

(学級担任等)

- ・学級等で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題としてとらえさせるとともに、いじめをやめさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つように伝える。
- ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

(いじめ防止対策委員会)

- ・状況に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察官経験者等の協力を得て、対応に困難がある場合のサポート体制を整える。
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、3か月以上の長期にわたり、継続して十分な注意を払って見守り、折に触れる必要な支援を行う。
- ・指導記録等を確実に保存し、児童の進学・進級や転学にあたって、適切に引き継ぎを行う。

④保護者との連携

(学級担任を含む複数の教員)

- ・家庭訪問（加害、被害とも。また、学級担任を中心に複数人数で対応）等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の本校との連携方法について話し合う。
- ・いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を除去する。
- ・事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した、いじめ事案に関する情報を適切に提供する。

さらに本校ではいじめの発生時に学校として必要な対応について、レベルI～Vの5段階に分けて、以下のように対処する。

レベルI ことばによるからかい、無視

→ (対応)

担任・学年教員中心に対応し、解決を図る。

レベルII 仲間はずれ、悪口・陰口

→ (対応)

担任・学年教員とともに、管理職・生指担当が指導し、同じことが繰り返されないよう、保護者を交えて指導する。

レベルIII 暴言・誹謗中傷行為（「死ね」「うざい」等の書き込み、集団による誹謗中傷等態様が悪質で被害が大きいもの）、脅迫・強要行為（態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルIVにいたらないもの）、暴力（蹴る・叩く・足をかける等態様・被害・影響が比較的軽いものでレベルIVにいたらないもの）

→ (対応)

管理職が警察・福祉部局と連携し、指導計画を立て学校で指導するとともに、保護者にも働きかけ家庭でも指導する。

レベルIV 重い暴力・傷害行為、重い脅迫・強要・恐喝行為（金品を求める、屈辱的な行為をさせる等、大きな被害を及ぼすような行為のうち、レベルVに至らないもの）

→ (対応)

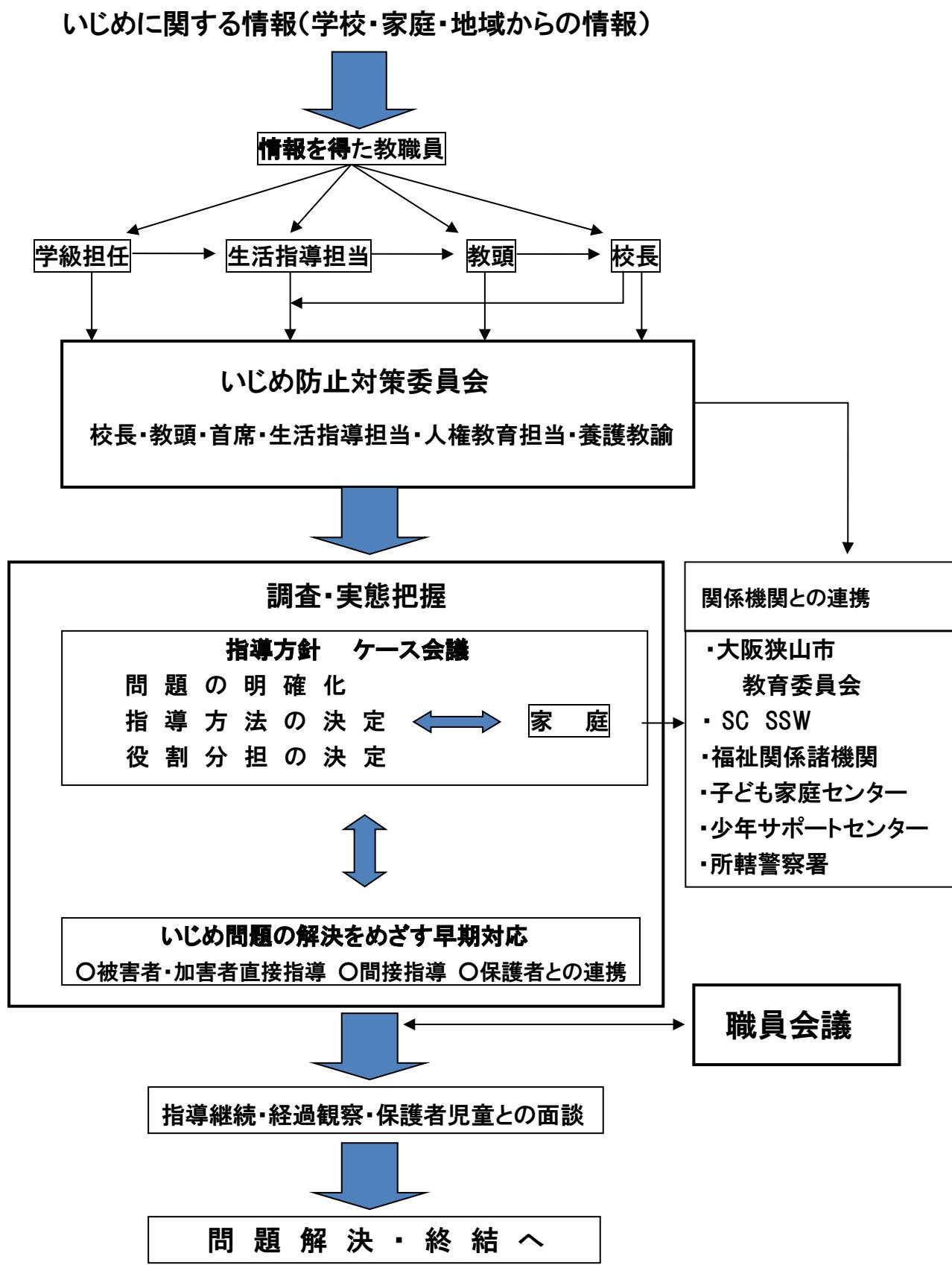
教育委員会に出席停止の判断を伺い、指導計画に基づき、家庭・校外で指導する。

レベルV 極めて重い暴力・傷害行為・脅迫・恐喝行為（態様・被害の程度・背景事情を考慮する）

→ (対応)

教育委員会が主導で、警察・福祉機関・児童福祉施設等と学校の連携を図り、対応する。

いじめ問題への組織的対応図



3. 重大事態への対処

(1) 学校の設置者又は本校による調査

1) 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、大阪狭山市教育委員会又は本校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

2) 重大事態の報告

本校は、重大事態が発生した場合、大阪狭山市教育委員会へ、事態発生について報告する。

3) 調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに大阪狭山市教育委員会に報告し、大阪狭山市教育委員会が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

4) 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合には、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校と大阪狭山市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

大阪狭山市教育委員会と本校は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合う。本校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果に基づき、主体的に再発防止に取り組む。

ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、大阪狭山市教育委員会、関係機関とより適切に連携して、対応に当たる。

イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

5) その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に十分留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

1) いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

本校には、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明する等の措置が必要である。

また、本校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要かつ適切な指導及び支援を行う。

2) 調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

4. 掲示板等への誹謗・中傷等への対応

(1) 「ネット上のいじめ」の発見

「ネット上のいじめ」に関する情報は、教職員よりも子どもや保護者、地域の方、卒業生のほか、一般市民からの情報によることが多くあるため、以下の点に留意し、情報収集を行う。

→情報提供者本人から直接聞き取りを行い、必ず記録を取る。

→情報提供者の連絡先を確認し、情報源(情報提供者)の守秘を約束する。

(2) 書き込み内容の確認と保存

書き込みのあった掲示板等のURLを控え、書き込みをプリントアウトする等して、内容を保存する。

書き込みの内容が緊急性を要する場合(殺人予告、爆破予告、自殺予告など)は、関係機関に連絡する。

→犯罪に関わるケース…警察(被害児童、その保護者から被害届)

→生徒指導事案、人権侵害事象…教育委員会

(3) 掲示板等の管理者に削除依頼及び開示請求

(削除依頼と開示請求をセットで行うことが望ましい)

基本的には、被害児童が学校の協力を得ながら依頼及び請求を行う。(学校が代理で行うことができるが、その場合は管理者の対応への情報提供となり、管理者に対応の義務を負わせることはできない)

掲示板等のトップページを表示して、「管理者へのメール」や「お問い合わせ」の表示を検索する。

該当箇所をクリックし、管理者にメールを送るページに、件名、内容等の事項を書き込み、送信する。

→個人の所属・氏名などを記載する必要はない。

(4) 掲示板等のプロバイダ(掲示板サービス提供会社等)に削除依頼

管理者の連絡先が不明、削除依頼しても削除されない等の場合は、プロバイダへ削除依頼を行う。

管理者やプロバイダへ依頼しても削除されない場合、依頼メールの不備を点検後、メールを再送する。

それでも削除されない場合、警察や法務局・地方法務局に相談して、対応方法を検討する。

いじめ防止に関する年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none">・全体指導・いじめ防止対策委員会
5月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会
6月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会
7月	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関するアンケート調査実施・アンケート結果の分析と対応
8月	<ul style="list-style-type: none">・いじめに関する校内研修
9月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会・全体指導
10月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会
11月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会
12月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会・いじめに関するアンケート調査実施・アンケート結果の分析と対応
1月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会・全体指導
2月	<ul style="list-style-type: none">・いじめ防止対策委員会・いじめに関するアンケート調査実施・アンケート結果の分析と対応
3月	<ul style="list-style-type: none">・年度末反省